

くらし

介護マークを無料で交付します

▶問い合わせ・交付場所  
介護保険課 73-3017  
福祉課 73-3015



首からかけられるようケースに入っています。マークを知らない人でも一目でわかるデザインです。

周囲の人に介護中であることを知ってもらいたいときに介護者が使う「介護マーク」を交付します。介護者であることを周囲に知ってもらうことで、誤解や偏見などによる介護者の心理的負担が軽減されます。

外出先で介護マークを見かけたら温かく見守ってください。

**どんなときに介護マークを利用するのですか？**

- 介護していることを、周囲にさりげなく知ってほしいとき
- 駅などの公衆トイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき

**どんな人が介護マークをもらえるのですか？**

市内在住の認知症高齢者や障がい者などを介護している介護者で、介護マークが必要な人です。介護保険課または福祉課で申請してください。

くらし

後期高齢者医療被保険者の交通事故

▶問い合わせ 健康課 73-3014

後期高齢者医療被保険者が交通事故など第三者の不法行為によって受けた傷病の医療費は加害者が負担すべきですが、被保険者の届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、後期高齢者医療で立て替えた医療費を加害者に請求できない場合がありますので、事故に遭ったときは、必ず健康課まで連絡をしてください。

傷病届などの関係書類の提出は、法律で義務付けられていますので、ご理解をお願いします。

くらし

介護保険負担限度額認定証の更新

▶問い合わせ 介護保険課 73-3017

介護保険負担限度額認定証は、施設サービスや短期入所サービスに係る食費・居住費の軽減を受けるためのもので、生活保護を受けている人や住民税非課税世帯の人が対象です。

現在お持ちの認定証の有効期限は、6月30日(月)です。認定を受けていて今年度も引き続き該当する人には、6月中旬以降に更新の申請書を送付しますので、介護保険課または各支所で手続きをしてください。

なお、新規で認定を受けたい人は、介護保険課までお問い合わせください。

くらし

個人情報を守るために「本人通知制度」に登録を

▶問い合わせ 市民課 73-3005

本人通知制度とは「あなた」の戸籍や住民票を「あなた以外」の人に交付したとき、交付した事実を「あなた」にお知らせする制度です。これは、戸籍や住民票の不正取得を抑制するために利用されています。

平成16年ごろから調査会社などのグループが、全国の市町村から戸籍や住民票を不正に取得していたことが発覚しました。現在の戸籍法や住民基本台帳法では、請求理由が正当と認められれば本人以外の戸籍や住民票を取得することができず、これを不正に利用したものです。

戸籍や住民票からは家族構成や現住所を知ることができます。悪用されれば、結婚や就職差別などの人権侵害につながったり、ストーカー行為やオレオレ詐欺などに利用されるおそれもあります。

本人通知制度への登録によって戸籍や住民票が交付されたことが分かれば、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が図られ、不正取得を抑制することにつながります。

あなたの個人情報を守るため、本人通知制度に登録しましょう。登録の手続きについては、市民課までお問い合わせください。

くらし

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 73-3005  
善通寺年金事務所 0877-62-1662

**こんなときには必ず届け出を**

国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。

届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残ったり、万一亡くなられたときに、障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれもあります。

次のようなときは、忘れずに市民課、各支所または年金事務所へ届け出て、大切な年金の権利を守りましょう。

**20歳になったとき**

厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になったときは、国民年金の第1号被保険者になります。「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

**会社を退職したとき**

会社などに勤めていて厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金の第2号被保険者になっています。第2号被保険者が60歳になる前に会社などを退職したときは、第1号被保険者になります。「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

**被扶養配偶者の収入が増えたとき**

会社などに勤めて厚生年金や共済組合に加入している人の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)は、国民年金の第3号被保険者になっています。

第3号被保険者のパート収入などが130万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になります。「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

**被扶養配偶者の配偶者が退職したとき**

配偶者が退職して厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、それまで国民年金の第3号被保険者だった人は被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になります。第3号被保険者が離婚したときも、第1号被保険者になります。

また、老齢厚生年金などを受け取る権利をもっている配偶者が65歳になって第2号被保険者でなくなったときも、それまで第3号被保険者だった人は、第1号被保険者になります。「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

**免除制度もあります**

平成26年度の国民年金第1号被保険者の保険料は、月額15,250円です。国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の免除制度があります。

本人の申請により免除、一部納付(一部免除)、または猶予されますので、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。

**社会保険労務士による 無料年金相談**

日時 6月11日(水)  
午前10時～午後3時

場所 三豊市役所西館

日時 6月24日(火)  
午前10時～午後3時

場所 詫間福祉センター

持っているもの  
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。  
代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

問い合わせ  
街角の年金相談センター  
高松(オフィス)  
087(811)6020

**年金の支払いについて**

年金の支払いは、毎年2月、4月、6月、8月、10月および12月の年6回に分けて、それぞれ前2カ月分が支払われます。支払日は各月15日です。(支払日が土・日・祝日の場合は前日になります)